

昇降機、遊戯施設等の安全確保について とりまとめ（概要）

社会資本整備審議会建築分科会建築物等事故・災害対策部会

現行制度における課題

(1) 設置時の安全確保 (P. 5)

①技術的基準

- ・一部の基準において、建築主事等が建築確認・検査において性能を審査することが困難
(例) 昇降機や遊戯施設の安全装置に関する基準 (かご等が昇降路底部に衝突する前に自動的に制止する装置)
- ・一部の基準において、フェイルセーフの観点から不十分なもの又は基準が未整備
(例) 昇降機や遊戯施設の安全装置の構造に関する基準 (運転制御プログラムから独立した戸開走行防止装置)

②確認等による審査

- ・昇降機や遊戯施設の性能についての専門性を有する建築主事等が少ない特定行政庁等では、高度化・複雑化している安全装置等の性能審査が十分に行われていない可能性

(2) 使用時の安全確保 (P. 6)

①定期報告制度の充実・強化

- ・定期報告の実施が不徹底
- ・定期調査・検査の項目、方法及び判定基準について法令上の位置づけが不明確
- ・粗雑な調査・検査をした資格者に対する処分の手続が不明確
- ・使用時基準への適合の判断が困難なものとなっており、是正指導等との連携が不十分
- ・防火設備等については機器の機能の高度化等により専門の資格者による詳細検査が必要

②所有者等による維持保全の徹底

- ・昇降機及び遊戯施設について、維持保全計画等の作成に関し必要な指針が未整備

(3) 事故情報等の収集 (P. 8)

- ・事故の再発防止に有効な情報の収集が不十分

早急に講ずべき施策

(1) 設置時の安全確保 (P. 8)

①技術的基準

- ・昇降機及び遊戯施設の安全性に関する技術的基準の充実・強化
(例) 昇降機や遊戯施設の安全装置に関する基準 (制動装置の二重化、客席のシートベルトが締められていないと走行又は回転しないこと)

②確認等による審査

- ・建築主事等の建築確認・検査で十分な審査が困難なものについて、第三者の専門家による性能評価を受けた上で国土交通大臣が認定する制度の検討
(例) エレベーターや遊戯施設の運行を制御するプログラムが用いられた安全装置
- ・昇降機や遊戯施設の建築確認・検査に必要な専門的な知識の習得・審査能力の向上

(2) 使用時の安全確保 (P. 9)

①定期報告制度の充実・強化

- ・検査方法や判定基準を具体化・明確化、報告内容の充実
- ・特定行政庁の計画的取組による定期報告の的確な実施
- ・登録講習の充実、定期講習の義務付け等による資格者の能力の維持・向上と資格取得・喪失に関する手続の明確化
- ・特定行政庁等による資格確認の徹底
- ・基準への適合を容易に判断できるような使用時基準の整備の検討

②所有者等による維持保全の徹底

- ・昇降機及び遊戯施設について、維持保全計画等の作成に関し必要な指針の策定

(3) 事故情報等の収集・活用 (P. 11)

- ・事故情報等の収集・公表の仕組みの構築と関係機関での事故情報等の共有化のための体制整備の徹底

引き続き検討すべき課題

- ・技術的基準、執行体制を含めた建築確認・検査のあり方、実効性の確保の方策、適切な維持保全・運行管理の徹底方策等について、引き続き総合的に検討